

令和7年度 飯南町商工業者物価高騰等対策応援金
公募要領

令和7年12月
飯南町商工会

1. 目的

長期化する物価高騰や最低賃金の引き上げに伴う人件費の上昇など、経費負担の増加により影響を受けている町内商工業者に対して、応援金を支給することにより、事業の継続に向けて支援することを目的としています。

2. 実施体制

飯南町の委託を受けて、飯南町商工会(以下「商工会」という。)が執行団体となり、飯南町と連携を図りながら、事業の運営管理を実施します。

3. 対象者

次の各号の要件をすべて満たす者とします。

- (1)町内に主たる事業所又は本店等を有する中小企業者及び小規模事業者並びにフリーランスを含む個人事業者(ただし、町内に主たる事業所又は本店等を有しない者で、常時使用する従業員数が5名以上の者を含む。)で、中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条第1項に規定される業種以外の業種のほか、島根県信用保証協会の保証対象業種で事業を営む者であること。
- (2)現に事業を継続中で、令和7年12月1日時点で確定している直近1年分の売上高(収入)が20万円を超える者であること。
- (3)町税等の滞納がないこと。
- (4)飯南町暴力団排除条例(平成23年飯南町条例第30号)第2条第1号に規定する暴力団、又は同条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- (5)飯南町医療・介護・障がい施設等物価高騰対策応援金の支給対象者でないこと。ただし、複数業態で事業を営む者で、主たる業種が同項第1号に掲げる要件を具備する場合はこの限りでない。

※「中小企業者」とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する者をいいます。

※「小規模事業者」とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第5項に規定する者をいいます。

※第1号における対象業種とは、農林漁業、金融・保険業、風俗関連営業等、宗教、政治・文化団体、公務を除く業種をいいます。

4. 応援金の額

応援金の額は、令和7年12月1日時点で常時使用する従業員数に応じて、以下の表のとおりとします。

ただし、事業初年度の者においては、一律50,000円とします。

区分	常時使用する従業員数 (R7.12.1時点)	支給額
区分1	1名	50,000円
区分2	2名～5名以下	100,000円
区分3	6名～9名以下	150,000円
区分4	10名～19名以下	200,000円
区分5	20名以上	250,000円

※「常時使用する従業員」とは、有給役員、事業主本人、パート、アルバイト、派遣社員を含み、従業員にあっては原則、雇用保険に加入している者とします。ただし、雇用保険に加入していない者の労働時間の合計が週20時間以上ある場合は、労働時間数に応じて支給対象となる場合がありますのでご相談ください。

※応援金の支給は、法人単位又は個人事業主単位とします。

※支給回数は、1回限りとします。

5. 申請期間

公募の日から、令和8年3月10日(火)まで。(必着)

6. 支給までのスケジュール



申請から最長で2ヶ月程度での支給となります。

7. 申請に必要な書類

- ・飯南町商工業者物価高騰等対策応援金支給申請書兼請求書(様式第1号)
- ・令和7年12月1日時点で確定している直近1年分の確定申告書の写し
(売上高(収入)が記載されているもの。法人においては、別表一及び法人事業概況説明書)
- なお、事業初年度の者については、法人の場合は登記事項証明書、個人事業主の場合は開業届
- ・振込先口座の確認ができる書類

8. 申請先、問い合わせ先

- ・飯南町商工会本所(〒690-3513 飯石郡飯南町下赤名877-1)
TEL 0854-76-2118
- ・飯南町商工会 支援センター(〒690-3207 飯石郡飯南町頓原2212-3)
TEL 0854-72-0907